

衆議院東日本大震災復興特別委員会ニュース

平成 23.11.22 第 179 回国会第 7 号

11月22日(火)、第7回の委員会が開かれました。

1 東日本大震災復興特別区域法案(内閣提出第1号)

- 川端総務大臣、安住財務大臣、中川文部科学大臣、小宮山厚生労働大臣、鹿野農林水産大臣、前田国土交通大臣、平野国務大臣(防災担当大臣・東日本大震災復興対策担当)、後藤内閣府副大臣、牧野経済産業副大臣及び谷法務大臣政務官に対し質疑を行いました。

(質疑者及び主な質疑内容)

加藤 勝 信君(自民)

- 総合特区法では、特別区域内の特例措置を他の地域に拡張することも想定されているが、本法律案の復興特区における特例措置を今後の災害や他の地域にも適用する考えはあるのか、伺いたい。
- 本法律案では、地方自治体は復興推進計画、復興整備計画、復興交付金事業計画の3つの計画を作成しなければならないが、これは地方自治体にとって負担となるので、その軽減を図る必要があるのではないか。
- 本法律案は、内閣総理大臣が復興推進計画を認定する際に関係行政機関の長の同意を得なければならないことと規定しているが、復興推進計画の作成段階で既に各省の同意を得ていると考えられるのではないかと。

小野寺 五 典君(自民)

- 被災市街地復興土地区画整理事業では、人口密度が一定以上あることが補助要件となっているが、津波被害があった地域を工場や水産加工場等の用地に活用するため、これを緩和する必要があるのではないかと。
- 防災集団移転促進事業を実施する場合、市街地では住民の半数以上の同意を得ることは困難であることから、このような地域では要件を緩和する必要があるのではないかと。
- 公共交通機関が壊滅したり、家族が被災し亡くなったりしたために、学校に通学することができなくなった学生が増え、学生の総数が減少して運営が難しくなっている私立学校がある。そのような私立学校の運営に対する補助について中川文部科学大臣に伺いたい。

高 木 美智代君(公明)

- 茨城県は被害額や住宅被害等について、岩手県、宮城県、福島県の3県と同程度の被災状況であり、3県と同様の支援が必要だと思うが、平野復興対策担当大臣の見解を伺いたい。

- 復興交付金事業に関し、本法律案の第77条第2項第3号(基幹事業)に規定されている「その他内閣府令で定める事業」の内容及び同条同項第4号(効果促進事業)の「前号に掲げる事業と一体となって」の解釈について平野復興対策担当大臣の所見を伺いたい。
- 「国と地方の協議会」の開催頻度や具体的な進め方について平野復興対策担当大臣の所見を伺いたい。

高 橋 千鶴子君(共産)

- 本法律案には、「被災地域の住民の意向が尊重される」旨の規定があるが、復興推進計画等の作成に当たって住民の意向がどのように反映されるのか。
- 現行制度においても企業は養殖業に参入することが可能であると考えますが、本法律案の漁業権の免許に関する特例措置はどのような理由で盛り込まれたのか。
- 漁業権の免許に関する特例措置では、知事が免許を付与する特例法定基準のハードルが高いが、事業再開が困難な区域に高い基準を設けても企業は参入せず、基準の緩和につながってしまうのではないかと、鹿野農林水産大臣の見解を伺いたい。

柿 澤 末 途君(みんな)

- 今回の復興特区法案に農業特区が盛り込まれなかった理由を伺いたい。
- 復興の主体である民間事業者が、規制の特例措置等については地方自治体への提案の要請しかできない制度としたのはなぜかを伺いたい。
- 総務省は「取崩し型復興基金」を創設することとしているが、復興交付金についても、自由に使えるような形で地方自治体に交付すべきではないかと。